

茨木市 契約検査課
平成29年12月25日

建設業労働災害防止に対する加点について（お知らせ）

平成30年4月1日付けの格付けから下記のとおり建設業労働災害防止について加点します。

記

1 加点内容

- (1) 建設業労働災害防止協会に入会している **5点**
建設業労働災害防止協会（建災防）に加入している市内業者について加点します。

【確認方法】

建災防の加入証明書類によって確認します。

- (2) 過去3年度間に建設業労働災害防止協会から表彰を受賞 **10点限度**

- ① 分会安全表彰基準に基づく茨木分会表彰を受賞 2点
- ② 建設業労働災害防止協会大阪府支部表彰規程に基づく表彰を受賞 3点
- ③ 表彰規程に基づく本部表彰を受賞 10点

【確認方法】

過去3年度間（平成27、28、29年度）の表彰状の写し等により確認します。
表彰状の写しの提出が困難な場合は、表彰を受賞した旨を申し出ただければ、契約検査課から建災防に確認します。

2 確認書類の提出期限

平成30年2月9日（必着）

※登録手続き時に提出している場合は不要です。

※建災防への加入証明書類、表彰状の写しを契約検査課へ提出してください。

※郵送、電子メール、FAX可

3 表彰受賞者に対する加点方法

過去3年度の間に建設業労働災害防止協会からの表彰を受賞		
表彰の種類	分会安全表彰基準に基づく茨木分会表彰を受賞	2
	建設業労働災害防止協会大阪府支部表彰規程に基づく表彰を受賞	3
	表彰規程に基づく本部表彰を受賞	10

- (1) 個人で受賞した場合は、その個人が所属する事業者が受賞したものとみなします。
- (2) 過去3年度間に上表の表彰の種類に区分されている「茨木表彰分会表彰」、「大阪府支部表彰」、「本部表彰」を受賞した場合は、それぞれの表彰に応じた点数を加算します。
- (3) 1年度内に同一区分（分会・支部・本部）を複数回（1期、2期等）、複数種類（個人、会社、現場等）受賞しても受賞1回分（2点・3点・10点）の点数とします。
- (4) 過去3年度間に表彰を受賞することにより加算した点数が10点を超えるときは、10点とします。

※建設業労働災害防止に係る加点は、建災防入会、表彰受賞を併せて、最大15点となります。

4 表彰受賞者に対する加点例

別添「加点パターン一覧」のとおり

茨木市 企画財政部 契約検査課
電話 072(620)1613(直通)
E-mail:keiyaku@city.ibaraki.lg.jp